



# 長野県報

10月1日(月)  
平成19年  
(2007年)  
第1902号

## 目次

### 規則

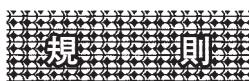
長野県病院事業財務規則の一部改正（県立病院課）	1
風致地区内における建築等の規制に関する条例別表第2の3の公共的団体を定める規則（都市計画課）	1
長野県道路交通法施行細則等の一部を改正する規則（交通企画課）	2

### 告示

地方税法に基づく特約業者の指定の取消し（税務課）	2
都市計画事業の事業計画の変更認可（生活排水対策課）	2
農業委員会補助金等交付要綱（昭和42年長野県告示第362号）の一部改正（農業政策課）	3
公共測量の実施（土木政策課）	3
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（2件）（道路管理課）	3
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	4
長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し（会計課）	4
計量法に基づく定期検査（ものづくり振興課）	4

### 公告

土地改良区の定款変更の認可（農地整備課）	5
土地改良区の解散の認可（農地整備課）	5
土地区画整理組合理事の退任及び就任の届出（都市計画課）	5
開発行為に関する工事の完了（4件）（建築管理課）	5
特定調達契約に係る落札者の決定（交通規制課）	6
一般競争入札（雇用・人材育成課）	6



長野県病院事業財務規則（昭和50年長野県規則第13号）  
の一部を次のように改正する規則をここに公布します。

平成19年10月1日

長野県知事 村井 仁

### 長野県規則第41号

長野県病院事業財務規則の一部を改正する規則

第14条第2項中「郵便為替証書」を「郵政民営化法（平成17年法律第97号）第94条に規定する郵便貯金銀行が発行する為替証書」に改める。

第40条第1項中「、郵便局」を削る。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

県立病院課

風致地区内における建築等の規制に関する条例別表第2の3の公共的団体を定める規則をここに公布します。

平成19年10月1日

長野県知事 村井 仁

### 長野県規則第42号

風致地区内における建築等の規制に関する条例別表第2の3の公共的団体を定める規則

風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年長野県条例第16号）別表第2の3に規定する規則で定める公共的団体は、次に掲げる団体とする。

- (1) 独立行政法人都市再生機構
- (2) 独立行政法人緑資源機構
- (3) 独立行政法人労働者健康福祉機構
- (4) 独立行政法人雇用・能力開発機構
- (5) 独立行政法人水資源機構
- (6) 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- (7) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

- (8) 独立行政法人環境再生保全機構
- (9) 独立行政法人国立病院機構
- (10) 長野県住宅供給公社
- (11) 長野県道路公社
- (12) 長野県土地開発公社

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

都市計画課

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成19年10月1日

長野県公安委員会委員長 唐沢彦三

**長野県公安委員会規則第10号**

## 長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

長野県道路交通法施行細則（昭和35年長野県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の(1)中「郵便物」を「専ら郵便物」に改め、同表の5の(10)のエ中「郵便法（昭和22年法律第165号）第16条に規定する通常郵便物」を「郵便物」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

交通企画課

**長野県告示第505号**

地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の6の4第3項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消しました。

平成19年10月1日

長野県知事 村井仁

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
木曽石油販売株式会社	長野県塩尻市大字木曽平沢1874番地2	平成19年9月20日

税務課

**長野県告示第506号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成19年10月1日

長野県知事 村井仁

- 1 施行者の名称  
南箕輪村
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
伊那都市計画下水道事業 南箕輪村公共下水道
- 3 事業施行期間  
平成5年2月1日から  
平成24年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
平成5年長野県告示第81号、平成8年長野県告示第108号、平成9年長野県告示第11号、平成11年長野県告示第443号、平成12年長野県告示第526号及び平成14年長野県告示第331号の事業地に、上伊那郡南箕輪村字北原、字春日道東及び字大萱道を加え、字新耕、字天下方、字北垣外、字山ノ神、字石行、字東原、字中道、字浅間塚、字宮上、字上川原、字猪子柴、字田ノ久保、字前宮原、字才家、字菅沼、字三本木、字大林、字的射場、字中ノ原及び字南原地内において事業地を変更する。

生活排水対策課